



医療機器修理区分追加許可書

氏名又は名称 海井医科器械株式会社

平成 29 年 12 月 19 日付けで申請のあった修理区分の追加を
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年
法律第 145 号）第 40 条の 2 第 5 項の規定により、申請のとおり許可する。

平成 29 年 12 月 28 日

山口県知事

木村 正

山口県知事



特定保守管理医療機器に係る修理区分

： 画像診断システム関連
生体現象計測・監視システム関連
治療用・施設用機器関連
人工臓器関連
光学機器関連
理学療法用機器関連
歯科用機器関連
検体検査用機器関連

特定保守管理医療機器以外の医療機器に係る修理区分：

画像診断システム関連
生体現象計測・監視システム関連
治療用・施設用機器関連
人工臓器関連
光学機器関連
理学療法用機器関連
歯科用機器関連
検体検査用機器関連
鋼製器具・家庭用医療機器関連

許可番号 35BS000034



医療機器修理業許可証

氏名 海井医科器械株式会社

事業所の名称 海井医科器械株式会社 周南営業所

事業所の所在地 山口県周南市鼓海2丁目118-72

薬事法第40条の2第1項の規定により許可された医療機器の修理業者であることを証明する。

平成26年11月19日

山口県知事

村岡

正司



特定保守管理医療機器に係る修理区分

画像診断システム関連
生体現象計測・監視システム関連
治療用・施設用機器関連
人工臓器関連

特定保守管理医療機器以外の医療機器に係る修理区分

画像診断システム関連
生体現象計測・監視システム関連
治療用・施設用機器関連
人工臓器関連
光学機器関連
理学療法用機器関連
歯科用機器関連
検体検査用機器関連
鋼製器具・家庭用医療機器関連

有効期間 平成26年11月21日から
平成31年11月20日まで